

盛岡広域振興局長告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町日詰字丸盛207番1、208番5の一部 及び209番4の一部	50.17	6.00	平成24年6月25日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。